

死因分類の説明

死因等統計を国際比較、年次比較するための分類として、世界保健機関（WHO）が「疾病及び関連保健問題の国際統計分類：International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems（以下「ICD」と略）」を定めており、このICDはおよそ10年周期で改定されている。我が国では、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき、法第2条第9項に規定する統計基準として、ICDに準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」を告示している。現在、国内で使用している分類は、ICD-10（2013年版）に準拠しており、統計法に基づく統計調査に使用されるほか、医学的分類として医療機関における診療録の管理等に活用されている。

1 人口動態死因統計基本分類表（死因基本分類表）

ICD-10（2013）を基本とし、これに日本で独自に使用する細分類項目を加えた分類に人口動態統計用としての細分類項目を加えたものである。

2 死因分類表（死因簡単分類表）（139項目）

わが国の死因構造を全体として概観することを目的として、基本分類表をもとにWHOの死亡製表用リストを参考にして作成されたものである。死亡数が一定数以上認められるもの、国民、研究者等に関心が高いものが選択されている。

3 乳児死因分類表（乳児死因簡単分類表）（56項目）

乳児死亡について、重要な死因を把握するための分類である。なお、乳児死亡を全体として概観する場合は、死因分類表を使用する。

4 死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目

（1）死因順位に用いる分類項目（43項目）

（2）乳児死因順位に用いる分類項目（28項目）